

魚津市告示第24号

魚津市固定資産税の減免取扱要綱の一部改正について
魚津市固定資産税の減免取扱要綱（令和2年魚津市告示第12号）の一部を
次のように改正する。

令和3年3月15日

魚津市長 村椿 晃

第4条第2号中「地縁による団体又はこれに」を「地縁による団体、魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）第25条に規定する地域コミュニティ、これに」に改め、同号ウ中「広場等」を「広場」に改め、同号に次のように加える。

エ 魚津市市民参画・協働指針における「市民参画と協働のまちづくり」の推進に資する固定資産

附 則

この告示は、公表の日から施行する。